介護職の賃上げ 利用者にしわよせ

長期財源は「介護報酬」頼み 示さぬ将来設計

岸田政権が掲げる介護職員らの賃上げ。2月分からの実施で、収入の3%程度（月9千円）の引き上げが期待される一方、介護サービスの利用者負担や介護保険料額を増やして賄う方向だ。中長期にわたる財源は具体的に示されないままで、負担がどこまで増えるのか懸念の声も出ている。

「やみくもに次々に加算され、サービス利用者の負担が上がり続けている。もう一回考え直してほしい」

「認知症の人と家族の会」の事務局長を務める鎌田松代さん(65)は、利用者の負担を増やし、賃金を引き上げ続ける方法に不安を感じている。

待遇の悪さが長年の課題とされてきた介護職の賃上げは、初めてではない。介護報酬の「処遇改善加算」として、2012年度から賃金に一定額を上乗せする仕組みを制度化。当初は6千円で、1万3千円、1万4千円と次々に上乗せする形で引き上げられてきた。19年度には一定の経験のある介護職員を対象に、さらに1万8千円が加算された（いずれも実績ベース）。

一方、利用者は加算額の一部を負担してきた。例えばグループホームに入居する鎌田さんの夫の母は介護サービス費として月3万2千円を支払っているが、うち3800円が処遇改善にあてられている。処遇改善のための負担は、さらに引き上げられる見込みだ。

「補助金で」要望

今回の賃上げにかかる費用は、2～9月分は補正予算に盛り込んだ国費で支出するが、10月分以降はサービスに対して払う介護報酬を臨時に引き上げて捻出する方針。介護報酬は40歳以上が払う介護保険料と公費（税金）、利用者の自己負担で構成され、保険料や利用者負担が連動して増えることになる。

「認知症の人と家族の会」は、以前から介護報酬ではなく、補助金の形で賃金に上乗せすることを要望してきた。介護職員の20年の平均賃金は29万3千円。月9千円アップしても全産業の平均35万2千円には届かない。賃金を上げる必要はあるが、介護報酬を使うと利用者負担も増え続けるため、賃金の上げ幅が制約されるおそれがある。

利用者に限らず、介護保険料も上がる見通しだ。まず40～64歳が払う保険料について厚労省は1月12日の審議会で、機械的に計算すると月1人70円程度増えるとした。保険料は年度ごとに変更され、賃上げの影響分は来年4月から反映されるとみられる。具体的な金額は加入する健康保険組合などによっても異なる。

65歳以上の保険料は3年ごとに見直されるため、当面変わらない。今回の賃上げには、余剰金を積み立てた「介護給付費準備基金」を取り崩して対応する。ただ24年度の保険料の見直しに影響する可能性がある。

抜本的見直しは

岸田首相は自民党総裁選の時から介護職などの特定引き上げを看板政策と位置づけ、「（介護報酬などの）公的価格を抜本的に見直す」と表明。昨年に検討委員会が中間とりまとめを公表したが、継続的な賃上げをうたいつつも、具体的な財源や従来の制度によらない方法への言及はなかった。

鎌田さんは「今（の賃上げの財源）はパッチワークのように貼り合わせた形。政府の全世代型社会保障構築会議や審議会もあるので、先送りにせずこの先どうしていくのかを議論してほしい」と語る。（石川友樹）

高齢者を支援する介護職員（左）

介護職員の賃金は段階的に加算されてきた
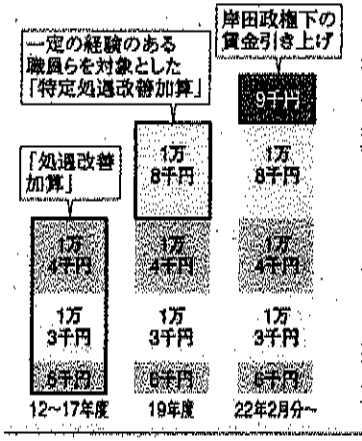
厚生労働省の介護従事者処遇状況等調査をもとに実績ベースで作製（月額）